追加資料

土木部

別冊資料

令和7年9月市議会 建設水道委員会資料 第131号議案

長崎市さくらの里条例の一部を改正する条例

目次ページ

【参考3】条例施行規則で制定するもの・・・・・・ 2

土 木 部 令和7年9月

## 【参考3】条例施行規則で制定するもの

## 減 免

## 1 方針に基づく共通減免適用分

項目	現行	改正案
本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び市が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	減免率100%	減免率100%
本市に所在する障害者団体若しくは、その育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を利用するとき	減免率50%	減免率50%
本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	減免率50%	減免率50%
本市に所在する児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又は学校教育法第1条に規定する学校 (大学及び高等専門学校を除く)が、その目的達成のために施設を利用するとき	減免率100% 又は70%	減免率100%
本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業 で利用するとき	-	減免率50%
本市に所在する文化、スポーツ振興団体が、文化、スポーツ等施設を利用する場合かつ公益性が 認められる活動で利用するとき	-	減免率50%
国若しくは県又は公益財団法人長崎市スポーツ協会(当該協会に加盟する団体を含む。)その他 スポーツ団体が主催するスポーツ大会、競技会その他の行事(入場料等を徴収する行事を除 く。)で市長が別に定めるものに利用するとき	減免率100% 又は50%	廃止
本市又は本市の機関が後援する行事に利用する場合又は市長が認めるスポーツ団体が主催し、経費の一部を負担し、若しくは後援するスポーツ大会、競技会その他の行事に利用する場合(第2号に該当する場合を除く。)で、市長が別に定めるものに該当するとき	減免率20%	廃止

## 2 その他市長が特に必要と認める分

項目	現行	改正案
その他市長が特に必要と認めるとき	市長が別に定める額	減免率100%又は50%